

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業) 交付規程

平成29年 4月20日 低炭社協第2904201号
一般社団法人低炭素社会創出促進協会制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業)交付要綱(平成29年3月17日付け環地温発第1703171号。以下「交付要綱」という。)及び公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業実施要領(平成29年3月17日付け環地温発第17031720号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人低炭素社会創出促進協会(以下「協会」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙 1 に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第 1 の第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第 1 の第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第 1 による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 2 による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 条 協会は、第 5 条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第 3 による交付決定通知書又は様式第 4 による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第 5 条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、3 0

日とする。

- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつ

でも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業で取得した財産である旨を取得財産の法定耐用年数期間中、明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十四 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受け、かつ当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 協会は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙1に規定する地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内に協会の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に

納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定の解除等)

第14条 協会は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 協会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、交付決定後の事業開始とする。ただし、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間（ただし、別紙1に規定する公共交通利用転換事業にあっては5年間）について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等、その他二酸化炭素削減効果に関連する情報について、様式第16による事業報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月20日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
低炭素化に向けた公共交通利用転換事業のうち公共交通利用転換事業計画策定事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）	協会が必要と認めた額	3分の1
低炭素化に向けた公共交通利用転換事業のうち公共交通利用転換事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	2分の1
自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	2分の1
エコレールラインプロジェクト事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	3分の1
公共交通機関と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	（ア）申請者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村

	内容については、別表第2に定めるものとする。)	により設立された同法第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。) の場合 3分の2 (イ) 申請者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の場合 3分の2 (ウ) 申請者が都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区((ア)の括弧書の組合以外の同法第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。) の場合 2分の1 (エ) 上記以外の場合 2分の1
--	--------------------------------	---

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ②機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ③特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、

		一般管理費	通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。 請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。													
				<table><tr><td>号</td><td>区 分</td><td>率</td></tr><tr><td>1</td><td>5, 0 0 0 万円以下の金額に対して</td><td>6. 5 %</td></tr><tr><td>2</td><td>5, 0 0 0 万円を超え1 億円以下の金額に対して</td><td>5. 5 %</td></tr><tr><td>3</td><td>1 億円を超える金額に対して</td><td>4. 5 %</td></tr></table>	号	区 分	率	1	5, 0 0 0 万円以下の金額に対して	6. 5 %	2	5, 0 0 0 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5 %	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %
号	区 分	率														
1	5, 0 0 0 万円以下の金額に対して	6. 5 %														
2	5, 0 0 0 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5 %														
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %														

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙1（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

I. 低炭素化に向けた公共交通利用転換事業

1. 対象事業の要件

（1）公共交通利用転換事業計画策定事業

本事業は、公共交通利用転換事業を実施するために必要な調査を実施し、その調査結果に基づき低炭素化を目標に掲げた公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組に関する計画（以下「公共交通利用転換事業計画」^注という。）を策定する事業で、同計画の策定に必要な会議開催業務、現況実態調査及びニーズ把握調査等並びに計画策定業務を対象とする。

なお、本補助金を受けた補助事業者は、同補助金を受けて策定した計画に基づき、同計画に定められた実施体制にある関係機関・関係者とともに、同計画に沿った施策や事業が実施されるよう、努めなければならない。また、同補助事業者は、同計画に従って、必要な機器の購入や設備整備、利用促進を実施すること。

（2）公共交通利用転換事業

本事業は、公共交通利用転換事業計画の具体化のために必要となる事業のうち、必要な設備・車両等を導入する事業で、以下の必須事業に1つ以上の選択事業及び自動車から公共交通機関等への転換を明示的に促進する措置を複合的に組み合わせることによって、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上を図る取組を対象とする。なお、事業の具体的な解釈等については、別紙2第二によるものとする。

また、地域の状況に応じ、必須事業のみでも補助事業とすることを妨げない。

[必須事業]

幹線系統における輸送力又は速達性の向上のための設備等導入事業（i～iiiに掲げる全ての事業を網羅的に実施することを求めるものではないが、少なくともiに掲げる事業により幹線交通ネットワークの再編・見直しを行うこと。）

- i) LRT システム又はBRT システムの整備に伴う車両の導入及び停留所設備の整備
- ii) LRT システム又はBRT システムと自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業
- iii) LRT システム又はBRT システムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業

[選択事業]

①幹線系統と接続する支線系統に係る再編・拡充のための設備等導入事業

- i) 支線系統における車両の導入及び停留所設備の整備
- ii) 支線系統と自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業
- iii) 支線系統の整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業

②幹線系統相互間又は支線系統等との乗継の円滑化のための設備等導入事業

- i) LRT システム又はBRT システムと支線系統の乗換のための結節点における待合設備の整備

- ii) LRT システム又は BRT システムと支線系統の結節点における自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業
- iii) LRT システム又は BRT システムと支線系統の結節点の整備に併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業

2. 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる協議会に属する民間企業、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、法律により直接設立された法人、都道府県・市町村・特別区及び地方公共団体の組合並びにその他各号協議会を構成する者とする。

- ① 球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に規定する協議会
- ② 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）第 6 条第 1 項に規定する協議会
- ③ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「都市低炭素法」という。）第 8 条第 1 項に規定する協議会
- ④ 前各号に掲げる協議会のほか、これらの協議会に準じるものとして大臣が認めたもの。なお、「協議会」と認められるか否かは、規約において尊重義務に類する定めがあるかどうかなど、その内容に照らして判断するものとする。

3. 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第 8 条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4. 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

5. 事業報告書等

低炭素化に向けた公共交通利用転換事業において、ついては、様式第 16（3）その他事業区分に応じて報告を求める事項は以下の通りとする。

- (1) 公共交通利用転換事業計画策定事業、公共交通利用転換事業の実施状況について、本報告の対象とする年度における公共交通利用転換事業計画に示された施策や事業について、実施状況を具体的に記入すること。
- (2) 低炭素化に向けた公共交通利用転換事業のうち公共交通利用転換事業計画策定事業においては、今後の取組として事業化までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。なお、計画策定後事業実施までの間に、関係者間の合意形成の場（地域協議会等）を設ける場合は、その主なものをスケジュール中に明記すること。

注)「公共交通利用転換事業計画」とは、次の各号のいずれかに掲げる計画に基づく計画であって、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組に関する事項及びこれらの取組による二酸化炭素排出量の削減目標、その他別紙２第一に定める事項が定められているものをいう。

- 一 温暖化対策推進法第２１条第１項に基づき、都道府県及び市町村が策定する地方公共団体実行計画であって、公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げたもの
- 二 活性化再生法第５条第１項に基づき、都道府県及び市町村が作成する地域公共交通網形成計画であって、公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げたもの
- 三 都市低炭素法第７条第１項に基づき、市町村が作成する低炭素まちづくり計画であって、公共交通への利用転換による低炭素化を目標として掲げたもの
- 四 前各号に掲げる計画のほか、これらの計画に準じる計画として環境大臣（以下「大臣」という。）が認めたもの（２．④の規定により大臣が認めた協議会に属する者が当該計画及び公共交通利用転換事業計画を作成する場合に限る。また、当該計画が地域の関係者の合意に基づくものであって、目指そうとする地域の将来像に関する基本的な方針が定められているかなど、その内容に照らして判断するものとする。）

II. 自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業

1. 対象事業の要件

(1) コミュニティサイクル等の整備及び駐輪場の整備事業

以下の全ての要件を満たす事業を対象とする。なお、コミュニティサイクル等とは、鉄道駅等に隣接して設置されたサイクルポート（自転車の貸出・返却場所）から鉄道等の端末交通として往復利用する形態をとるレンタサイクルや都市内にサイクルポートを複数設置し、サイクルポートであれば、どこでも貸出・返却ができるネットワーク型の自転車シェアリングシステムを指し、コミュニティサイクルの他、サイクルシェアリング、シェアサイクル、レンタサイクル等と呼ばれるものを指す。

ア. 地方公共団体が策定する以下のいずれかの計画に位置づけられた事業若しくはこれらへの位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であること。なお、申請者が2. アに掲げる者以外である場合は、事業実施場所を管轄する地方公共団体の協力を取り付けること。

- ・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（温暖化対策推進法第21条第1項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。）
- ・ 地方公共団体が定める環境基本計画
- ・ 低炭素まちづくり計画（都市低炭素法第7条第1項の規定により作成された計画されたものをいう。）

イ. エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する設備等及びその付帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が算定できるものであること。

ウ. 申請にあたっては、利用者数や利用者のうちマイカー等からの転換率等を設定し、その設定の根拠を明らかにすること。また、事業実施後の一定期間経過後において、設定した利用者数、転換率等の数値を調査し、目標の達成状況を分析するとともに、目標を達成しなかった場合は改善策を講じること。

(2) 自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業

以下の全ての要件を満たす事業を対象とする。

ア. 申請者の組織内規程等において自転車による通勤や業務利用に関する規則等が定められていること。

イ. 組織内規程等については、国土交通省において作成された『「エコ通勤」の手引き」等を参考に作成するものとし、以下の項目について盛り込まれたものであること。

【組織内規程等に盛り込まれるべき事項】

- ・ 補助金で導入した設備について、補助目的以外の利用を禁止する規定及び実効性確保のため行う取り組み等に関する規定
- ・ 設備の購入費用が補助金であるか如何に関わらず、組織内規程等において認められている自転車活用シーン（通勤、業務利用等）において生じるおそれのある事故、故障、破損等に関する責任の分担、補償等に関する規定

- ウ. エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する設備等及びその付帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が算定できるものであること。
- エ. 申請にあたっては、利用者数や利用者のうちマイカー等からの転換率、組織内での利用促進に関する具体的計画等を設定し、その設定の根拠を明らかにすること。また、事業実施後の一定期間経過後において、設定した利用者数、転換率等の数値を調査し、目標の達成状況を分析するとともに、目標を達成しなかった場合は改善策を講じること。

2. 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。ただし、1. (1) の事業のうち駐輪場の整備のみを行う事業については、アに掲げる者を除く。なお、アからエに掲げられる者であっても、1. (1) ウ及び (2) エに示す要件を満足できない者は申請をすることはできない。

- ア. 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ. 民間企業
- ウ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ. その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者（法人格を有する者に限る。）

3. 設備費の詳細について

本事業において、別表第2に掲げる設備費として認めるものは、以下に該当する設備等にかかる費用とする。

- ア. 表1に掲げる設備にあつては、対象事業ごと記された要件を満たすものであること。
- イ. 事業実施に必要であることが合理的に説明された費用であつて、協会が必要と認めたもの。

〈表1：費用として認める設備〉

設備	1. (1) の事業	1. (2) の事業
自転車	自転車購入費用（電動アシスト自転車の場合は、バッテリー購入費用を含む）に補助率（1/2）を乗じた金額（上限 25 千円）。なお、精算機能が一体となっている自転車の場合は、区分して申請すること。	自転車購入費用（電動アシスト自転車の場合は、バッテリー購入費用を含む）に補助率（1/2）を乗じた金額（上限 25 千円）。
	1. (1) の事業のうち、駐輪場の整備のみを行う事業については補助対象外とする。	
ラック	精算機能を有するラックであること。ただし、自転車に精算機能が備わっている場合、整理を目的としたラックに限る。	整理を目的としたラックに限り、その他の機能を有するものは対象外とする。
精算機 登録機	自転車に付随する精算機及び独立して料金収受機能を有する精算機並びに利用者登録・認証機能等を有する登録機であること。なお、これらの機能を一体とする精算・登録機も対象とする。 利用者及び自転車を特定する機能、防犯・セキュリテ	対象外

	ィにかかる機能等その他機能についてはその必要性に合理性があり、協会が認めた費用のみを対象とする。	
その他の付帯設備	料金や他の駐輪場の位置、周辺地図等を表示する案内表示、駐輪場内の照明（LED 照明に限る）、駐輪場の敷地を区分する柵・ゲートであること。	駐輪場内の照明（LED 照明に限る）、駐輪場の敷地を区分する柵・ゲートであること。

4. 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

5. 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

6. 事業報告書等

補助事業者は事業の実施に関する情報について、事業報告書及び大臣の求めに応じて、報告を行うこと。

III. エコレールラインプロジェクト事業

1. 対象事業の要件

(1) 鉄・軌道車両等の低炭素化促進事業

ア. 蓄電池電車、次世代半導体素子（SiC）を用いたVVVFインバータ制御装置、回生電力貯蔵装置、駅補助電源装置等の先進的な省エネ機器の導入、鉄道車両用高効率照明の導入を行う事業であること。ただし、中小鉄軌道事業者に限っては、絶縁ゲート型バイポーラ・トランジスタ素子を用いたVVVFインバータ制御装置も対象とすることができる。

イ. 様式第1別紙1実施計画書に掲げる、法定耐用年数にて算出したCO2削減コスト③の数値が50,000円/t-CO2以下であること。

2. 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に規定する事業者

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する事業者

(3) 1に掲げる設備等を(1)又は(2)の者に対し、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

3. 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4. 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

IV. 公共交通機関と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業

1. 対象事業の要件

本事業は、観光地としての国立公園又は世界ジオパークにおいて、低炭素な小型電動モビリティによるレンタカー事業を行うものであって、公共交通機関と当該レンタカーとの接続によって公共交通機関との連携を図ることにより、マイカー等の既存の化石燃料を使用する自動車から低炭素な交通手段への転換を促進するモデルとなる事業で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。

- (1) 事業の実施地域については、自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条に規定される環境大臣の指定を受けた国立公園又は世界ジオパークネットワークの認定を受けた世界ジオパークを含む地域であること。
- (2) 低炭素な小型電動モビリティについては、2輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.00キロワット以下、4輪を有するもの等その他のものにあっては0.60キロワット以下とする。
- (3) レンタカー事業については、必要な許認可、保険契約の締結等に関する法令、条例等を遵守するものであること。
- (4) 公共交通機関との連携については、航空機、船舶、鉄道、軌道、バスのうちいずれかの交通機関と接続するものであること。
- (5) 観光地としての国立公園又は世界ジオパークへの旅行者を増加させる方策を講じるとともに、訪日外国人旅行者が円滑に利用できるようインバウンド対応を行うものであること。
- (6) 地域の特性に応じた事業を構築する際の課題を整理し、国内の他地域にも応用可能な対応策を講じるものであって、CO2削減に係る費用対効果が高いものであること。

2. 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (5) 法律により直接設立された法人
- (6) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

3. 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4. 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握するとともに、事業構築に係る課

題と対応策、事業の収支状況について、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

第一 公共交通利用転換事業計画

1. 公共交通利用転換事業計画の内容

公共交通利用転換事業計画は、別紙1 I. の注) に掲げる事項も含め、以下の事項・内容を含むものとする。

(1) 地域に係る状況・背景

①地域の公共交通をとりまく状況

- i) 公共交通利用転換事業を実施する地域の位置・地勢
- ii) 地域の状況（人口、産業、生活環境など）
- iii) 地域における交通の状況（主たる交通の担い手の状況・推移、通勤通学の状況、運転免許保有者数、交通によって生じている環境問題など）

②公共交通利用転換事業を実施する地域の公共交通等の現状と課題等

- i) 地域の公共交通機関等の利用状況（既存の鉄道、バス、自転車、自動車共同利用）
- ii) 地域の公共交通機関等が抱える課題
- iii) 地域の公共交通機関等の促進のために行われた既存の施策等

※ 現状と課題や既存の施策等の記載に際しては、低炭素社会を目指す観点を踏まえて記載する必要があることに留意すること。例えば、低炭素社会に向けた課題や施策、既存の地域の交通体系の二酸化炭素排出構造の定量的把握などが記載されることが望ましい。

(2) 目指そうとする地域の将来像及び交通体系

- i) 目指そうとする地域の将来像
- ii) 目指そうとする地域の交通体系

※ 目指そうとする地域の将来像及びこれを支える交通体系について記載する。ここでは、既存の自動車に依存した交通から、公共交通や自転車・徒歩等の低炭素の交通に転換していくという基本的考え方と方策が具体的かつ明確に記載されていることが重要である。

(3) 公共交通への利用転換のための事業計画

- i) 事業計画の実施主体
- ii) 事業計画の目標及び目標年次
- iii) 事業計画の実施期間
- iv) 事業計画の下に行う施策、事業
- v) 事業計画の年次計画

※ (2) で示された、地域の将来像及び交通体系を実現するために行う公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組など、公共交通への転換を図る事業の計画について、その実施主体、目標・目標年次、実施期間とともに、具体的な施策や事業の詳細を記述する。それらの施策や事業は、別紙1 I. の注) 第一号から第三号までに掲げる計画や地域開発総合計画又は都市マスタープラン等、関連する計画と整合性のとれるものとなるよう留意すること。記載に当たっては、抽象的な理念を列挙することを避け、

具体的な施策や事業を目標年次及び年次計画とともに記載すること。具体的な事業には、自動車から公共交通機関等への転換を明示的かつ確実に促進する措置が含まれていなければならない。

(4) 二酸化炭素排出削減の効果と目標

- i) 事業実施による二酸化炭素排出削減の効果
- ii) 二酸化炭素排出削減効果の評価対象
- iii) 事業実施前の二酸化炭素排出量の推計
- iv) 事業実施による二酸化炭素排出削減量の予測及びその手法
- v) 事業実施による二酸化炭素排出削減量の目標

※ 本補助事業の目的が二酸化炭素排出削減を目指すものであることから、事業の評価にあたっては、具体的に二酸化炭素排出削減量の目標を設定し、事業実施後の評価においては、実際に達成された二酸化炭素排出削減量を定量的に示し目標と比較検討することが必要である。

特に、補助事業の目的は、自動車から低炭素の公共交通等への転換を図るものであることから、自動車から公共交通等へ転換することと二酸化炭素排出削減の関係が明瞭であることが求められることに留意する。地域の活性化等により地域の二酸化炭素排出量全体が増加する場合もありうるが、その場合でも、自動車から公共交通等へ転換することによる二酸化炭素排出削減量の推計ができるようにすることが必要である。

このため、事業実施前の二酸化炭素排出量を、できる限り検証可能な方法で定量的に求め求めておくとともに、検証可能な方法で事業実施に伴う二酸化炭素排出削減量を毎年度求められるよう、事業計画において算定手法とともに、実態調査等の必要な措置を位置づけ、実施することが重要である。このように、二酸化炭素排出削減量は定量的で検証可能な評価を伴うものであるため、二酸化炭素排出削減効果の評価対象を明確にすることが必要である。

事業実施による二酸化炭素排出削減量の目標は、できる限り事業の年次計画に従い毎年度示すこと、また、最低でも事業計画の目標年次における目標を示すこと。

二酸化炭素排出削減量の推計等にあたっては、事業計画と削減量との関係が明らかになり、定量的で検証可能な方法となるよう、例えば、事業実施に伴うマイカーから公共交通・徒歩・自転車への転換数や、モニターからの情報提供、パーソントリップ調査、道路交通センサス自動車起終点調査（OD 調査）、幹線道路の走行台数量（道路交通管制から得られた走行台数情報によるもの）、プローブデータ（入手可能な場合に限る。）、これらに類する調査などの情報等を用いること。「2. 公共交通利用転換事業計画のモデル性」の⑤についても留意すること。

(5) 事業計画の実施体制等

- i) 事業計画の実施体制
- ii) 事業計画の資金計画

※ (3) 事業計画を効果的かつ確実に実施するための体制について、関係機関、関係者が、

その各々の具体的な役割分担とともに記述していること。これらの関係機関、関係者は、実施要領別表第1の※1に定められた協議会そのもの、あるいは、それらを含むものであることが想定されている。また、事業計画の実施に必要な資金とその調達方法についても記載すること。

2. 公共交通利用転換事業計画のモデル性

本補助事業で補助対象とする公共交通利用転換事業計画は、先進的なモデル事業を実施するものとする。先進的なモデル事業を実施する計画であるか否かは、下記事項を総合的に勘案して判断するため、公共交通利用転換事業計画の策定に当たって留意すること。

- ①公共交通ネットワークについて、LRT・BRTの地域への導入や延伸又は既存の鉄軌道間の直通運転の開始等、利用者ニーズ及び二酸化炭素排出削減の観点を踏まえた見直しが行われ、輸送効率や速達性の改善等により、自動車交通の利用者がこれら公共交通の利用者に転換することを促進するものであること。
- ②公共交通ネットワークの見直しが、単なる交通状況の改善にとどまらず、コンパクトシティ化の促進、先進的な省エネルギー対策の導入、地域の活性化と低炭素社会への転換の両立など、地域全体の二酸化炭素排出削減に資する先進的な考えを取り入れたものであること。
- ③従来型の公共交通ネットワークの見直しに併せ、徒歩や自転車等低炭素な代替交通手段の利用、自動車の共同利用やパークアンドライドなど自動車交通であっても低炭素となる仕組みの導入が進められるものであること。
- ④地域の住民等に対し、公共交通等を利用することによる二酸化炭素排出削減効果を意識させる措置が講じられているものであること。
- ⑤公共交通利用者への案内の充実や乗り継ぎの円滑化等を通じた二酸化炭素排出削減、二酸化炭素排出削減量の把握や公共交通利用者への情報提供のために、情報通信技術（ICT）を活用するものであること。

第二 公共交通利用転換事業

1. 公共交通利用転換事業の具体的内容

別紙1のI.1.（2）に掲げられた事業の具体的な解釈については、以下による。また、補助対象経費の計上にあたっては、補助事業の目的を達成するための必要最低限の内容のみとすること。

- i) LRTシステム又はBRTシステムの整備に伴う車両の導入には、当該車両の取得に伴って必要となる車両整備場の整備が含まれる。なお、LRTシステムを導入する場合には、電気設備及び運転保安設備の整備事業も含まれる。ただし、これらの設備を、LRTシステム又はBRTシステムの整備に伴い導入する車両以外の車両等と兼用する場合には、使用割合に応じて費用を案分するなど、導入車両の運行に必要と認められる範囲の金額のみ計上が認められることに留意すること。
- ii) LRTシステム又はBRTシステムと自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業に

は、停留所近辺における自転車又は自動車共同使用の駐輪又は駐車拠点の整備事業が含まれる。また、LRT システム又は BRT システム用の車両を自転車積み込み用に改良する場合には、その改造事業も含まれる。

- iii) LRT システム又は BRT システムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業とは、乗継情報提供システム、ロケーションシステム、IC カードシステム及び PTPS 等の整備事業をいう。

2. 公共交通利用転換事業の二酸化炭素排出削減の効果と目標

公共交通利用転換事業計画では、事業計画全体の二酸化炭素排出削減の効果と目標を明らかにすることが求められるが、補助対象の事業は、事業計画全体の一部でありうることから、事業計画全体の二酸化炭素排出削減の効果と目標と、補助対象の事業の効果と目標との関係について考え方を整理し、それに基づいて、補助金申請に係る事業実施計画書の二酸化炭素排出削減効果を記載すること。

第 11 条第 1 項に規定する補助事業の実績報告書に記載する二酸化炭素排出削減状況については、この考え方に基づき記載すること。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1-1-1 公共交通利用転換事業計画策定事業 実施計画書

別紙1-1-2 公共交通利用転換事業実施計画書

別紙1-2-1 コミュニティサイクル等の整備及び駐輪場の整備事業実施計画書

別紙1-2-1-① 自転車の利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業協力書

別紙1-2-2 自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業実施計画書

別紙1-3 エコレールラインプロジェクト事業実施計画書

別紙1-4 公共交通機関と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 取得財産等管理台帳（第8条関係）

様式第11 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

様式第12 年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第13 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第14 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第15 翌年度補助事業開始承認申請書（第15条関係）

様式第16 事業報告書（第16条関係）

様式第1（第5条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付申請書

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 事業区分

2 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

3 補助金交付申請額 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

4 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

5 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

6 その他参考資料

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 「6 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。
- 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

別紙 1-1-1

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 実施計画書
(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業 [公共交通利用転換事業計画策定事業])

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
第 4 条 第 2 項 に 定 め る 協 議 会	協議会名、設置の目的、設置日時、会員名、設置の根拠法令等を記入すること。 また、会員名簿、協議会の規約等を添付すること。				
事業の目的・基本方針	※ 計画策定事業の目的及び基本方針を 100～200 字程度で記入すること。				
事業の内容、実施方法及 びスケジュール	※ 計画策定事業の具体的な内容、実施方法及びスケジュール（当該計画に位置づけられた事業実施までのスケジュールを含む）を記入すること。なお、関係者間の合意形成の場（地域協議会等）を設ける場合は、その主なものをスケジュール中に明記すること。 ※ 本補助事業で対象とする計画は、先進的なモデル事業を実施するものであることに留意すること。				
二酸化炭素排出抑制 効果	【CO2 削減効果】 ※ 下記留意事項を踏まえ、年間の CO2 削減量を算定する具体的な方法及び当該方法に基づき算定した削減量見込みを記入すること。				

	【CO2 削減効果の算定に当たっての留意事項】 ※1 CO2 削減効果の算定は、自家用自動車から公共交通、自転車又は徒歩に転換したことを示す具体的に検証可能な数値に基づくものとする。 ※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。 ※3 具体的な数字を基に推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。 ※4 CO2 排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン(URL:http://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/index.html)、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）(URL:http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)などを参考にすること。排出係数については、以下を使用すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料種</th><th>単位</th><th>値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td><td>KgCO2/リットル</td><td>2.32</td></tr> <tr> <td>軽油</td><td>kgCO2/リットル</td><td>2.58</td></tr> <tr> <td>液化石油ガス（LPG）</td><td>KgCO2/kg</td><td>3.00</td></tr> <tr> <td>液化天然ガス（LNG）</td><td>KgCO2/kg</td><td>2.70</td></tr> </tbody> </table>	燃料種	単位	値	ガソリン	KgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス（LPG）	KgCO2/kg	3.00	液化天然ガス（LNG）	KgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	KgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス（LPG）	KgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス（LNG）	KgCO2/kg	2.70														
事業の実施体制	※ 計画策定事業の実施体制・組織について簡潔に記入すること。 ※ 2以上の者による共同事業の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明記すること。															
資金計画	※ 計画策定事業に関する収支と資金の調達計画（方法）を記入すること。															
備考	※ 他の助成制度により、これまで関連する事業（調査を含む。以下同じ。）を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記入すること。															

注：①本計画書に、事業の仕様書（案）等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

別紙 1-1-2

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 実施計画書
(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業 [公共交通利用転換事業])

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
第 4 条 第 2 項 に 定 め る 協 議 会	※ 協議会名、設置の目的、設置日時、会員名、設置の根拠法令等を記入すること。 また、会員名簿、協議会の規約等を添付すること。				
事業の目的・内容	※ 事業の目的を100～200字程度で記入すること。				
	※ 事業の内容を記入すること。 (公共交通利用転換事業計画は、先進的なモデル事業を実施するものであることに留意し、当該計画における位置づけを明らかにすること。) (自動車から公共交通機関等への転換を確実に促進する措置についても記入すること。)				
導入設備・車両	※ 事業により導入する設備・車両について、設備・車両ごとにその規模・構造・導入数及び導入場所等を記入すること。設備・車両は、交付規程 別紙 1 I. 1. (2) の事業の表記に沿って記入すること(例: 幹線系統における輸送力又は速達性の向上のための設備等 (LRTシステムの整備に伴う車両の導入))				

二酸化炭素排出抑制効果	【CO2削減効果】 ※1 下記留意事項を踏まえ、事業実施前の1年間におけるCO2排出量を推計する。これに基づき、事業実施後5年間ににおけるCO2削減量の見込み量を記入すること。また、事業によるCO2削減効果が5年を超えて継続すると見込まれる場合(車両や設備の耐用年数が5年を超える場合など)には、適切に期間を設定の上、当該期間のCO2削減量をあわせて記入すること。 ※2 事業実施後5年間にわたって、毎年度末にCO2削減量をモニタリング・報告するものとし、その具体的な方法について記入すること。 【CO2削減効果の算定に当たっての留意事項】 ※1 CO2削減効果の算定は、自家用自動車から公共交通、自転車又は徒歩に転換したことを示す具体的に検証可能な数値に基づくものとする。 ※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。 ※3 具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。 ※4 CO2排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン(URL:http://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/index.html)、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>(平成29年2月環境省地球環境局)(URL:http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)などを参考にすること。排出係数については、以下を使用すること。 ※5 公共交通利用転換事業計画では、事業計画全体の二酸化炭素排出削減の効果と目標を明らかにすることが求められるが、公共交通利用転換事業の補助対象の事業は、事業計画全体の一部でありうることから、事業計画全体の二酸化炭素排出削減の効果と目標と、補助対象の事業の効果と目標との関係について考え方を整理して記載すること。 <table><tr><td>燃料種</td><td>単位</td><td>値</td></tr><tr><td>ガソリン</td><td>KgCO2/リットル</td><td>2.32</td></tr><tr><td>軽油</td><td>kgCO2/リットル</td><td>2.58</td></tr><tr><td>液化石油ガス(LPG)</td><td>KgCO2/kg</td><td>3.00</td></tr><tr><td>液化天然ガス(LNG)</td><td>KgCO2/kg</td><td>2.70</td></tr></table>	燃料種	単位	値	ガソリン	KgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス(LPG)	KgCO2/kg	3.00	液化天然ガス(LNG)	KgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	KgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス(LPG)	KgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス(LNG)	KgCO2/kg	2.70														
事業の実施体制	【事業の実施体制】 【設備・車両の維持管理体制】 ※ 導入する設備・車両を申請者以外の事業者が運用・管理する場合には、その事業者等を含めて記入すること。															
資金計画	※ 事業に関する収支と資金の調達計画(方法)を記入すること。公共交通利用転換計画事業全体に係る収支と資金計画を各年度毎に記入すること。また、これまでに実施した関連する事業による補助金の交付状況及び後年度負担額も記入すること。															

事業実施のスケジュール	※ 事業のスケジュールを記入すること。事業期間が複数年度にわたる場合には、全行程を含めたスケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのが明らかにわかるように記入すること。また、後年度負担額も記入すること。なお、別紙を添付してもよい。
備 考	※ 他の助成制度により、これまで関連する事業を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記入すること。

注:①本計画書に導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記入すること。

③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

④公共交通利用転換事業計画及びその基礎となる地方公共団体実行計画、地域公共交通網形成計画又は低炭素まちづくり計画等を添付すること。

別紙 1-2-1

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 実施計画書

(自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業

[コミュニティサイクル等の整備及び駐輪場の整備事業])

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
事業の実施場所 設備配置図	※別紙(様式不問)に事業実施位置、周辺の交通機関等を含む位置図及び事業実施場所内の詳細位置、導入設備の配置を示した配置図を添付する。設備の配置については、その名称、台数の区分を明示する。				
事業の目的	※目指そうとする地域の将来像及びこれを支える交通体系について記載する。既存の自動車に依存した交通から、公共交通や自転車・徒歩等の低炭素の交通に転換していくという基本的考え方と方策を具体的かつ明確に記載する。				
導入設備	※導入又は移設する設備等の概要(内容・規模・個所数等)を記入する。導入設備については、交付規程別紙1のⅡ-3表記を参考に記入する。				
事業のモデル性	※他の地域の導入・再編の参考となる当該補助事業のモデル的特徴について、理由とともに具体的に記載する(必要に応じて資料を添付すること)。例:既存の交通機関と連携し、乗継利便性向上に向けて設備配置を工夫する/既存施設や公共用地を有効活用して設備の配置を行う/交通流調査を行い、コアとなる人の流れに合わせて配置する等				
C02 削減効果	●●t-C02				

	【CO2削減効果の算出方法】 CO2削減量 (kg-CO2/年) = 1日当たりの利用者数 (増設の場合は新規増加人数) (人/日) × 年間設備稼働日数 (日) × 平均移動距離 (km) × マイカー等からの転換率 (%) × 自動車1人・1km移動あたりの排出原単位 (kg-CO2/台・km) ※算定方法については、「低炭素まちづくり実践ハンドブック 別冊 資料編」(http://www.mlit.go.jp/common/001023245.pdf) p11~14を参考とし、以上のような簡便な換算法を活用する。
CO2削減コスト	① 総事業費 ÷ (CO2削減量/年 × 10年) ② 補助対象経費 ÷ (CO2削減量/年 × 10年)
副次的効果	※CO2削減以外の副次的効果とその理由を記載する。(例:「都市中心部の渋滞緩和」、「高齢者の外出機会の増加」、「災害復旧としての貢献」、「地域活性効果」等導入によって見込まれる副次効果とその理由を記載する。)
利用者数の設定	●●人 【設定根拠】 ※利用者数とは、導入設備を利用した人数を指す。具体的な数値を基に推計を行った場合は、その推計の根拠を示すこと (別添可)。
利用者数のうちマイカー等からの転換率の設定	●●% 【設定根拠】 ※マイカー等とは自家用車、業務用自動車、自動二輪車、及び原動機付き自転車等を指す。具体的な数値を基に推計を行った場合は、その推計の根拠を示すこと (別添可)。
利用者数及び転換率達成のための取組	※情報発信等による周知、利用料金のインセンティブ等の利用促進策の展開、自転車再配置の省力化等とともに、目標を達成しなかった場合の改善策について具体的に記載する。
事業完了後の効果測定方法	※事業完了日からその年度の3月までの期間及びその後3年間にわたり、環境大臣に対し、CO2削減効果やそれに影響を及ぼす利用者数、転換率に関する報告を年度毎に行うが、その際のCO2削減効果をどのように計測するか等を記載する。
補助事業の実施体制	※補助事業者の社内の事業進捗管理や交通部門、道路管理部門、環境部門等の体制も含め、記載する。(別紙添付)
事業完了後の運営体制	
地方公共団体との連携体制及びその状況	※申請者が地方公共団体以外の場合に記入。地方公共団体と連携体制を構築している (予定含む) ことについて、その概要を記載した上で、様式別紙 1-2-1-①自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業協力表明書を添付する。
資金計画	※補助事業に要する経費を支払うための資金の調達先・調達額 (予定を含む) を記載する。
他の補助金との関係	※当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は、「該当なし」と記載する。
事業実施の前提事項	※補助事業遂行上必要な許認可、権利関係、社内調整等導入設備の利用に必要な事項の進捗状況について記載する。該当がない場合は、「該当なし」と記載する。(例:道路占用許可に関する調整、建築確認申請に関する調査等)
設備の保守計画	設備の管理責任者: ※導入する設備の保守計画について記載する。
実施スケジュール	※導入する設備の作業工程の他、道路占用許可、建築確認申請等許認可手続きの工程も記載する。なお、事業完了が2月末であることに留意し、事業開始日・完了日を設定すること。

注:①本計画書に導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記入すること。

自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業協力表明書

一般社団法人低炭素社会創出促進協会

代表理事 吉澤 保幸 殿

住 所

市町村名

職名

記

1. 交付申請対象事業の概要について

2. 交付申請対象事業の実行計画等への位置づけ等

【交付申請対象事業を位置づける又は位置づけに向けて検討している計画等の名称】

【交付申請対象事業を位置づける又は位置づけに向けて検討している計画の策定状況】

- ・ 策定済み（策定期間：平成 年 月）
- ・ 策定に向けて検討中（策定予定期間：平成 年度）

【交付申請対象事業の上記計画への位置づけ状況】

- ・ 位置づけ済み
- ・ 位置づけに向けて検討中（予定期間：平成 年度）

3. コミュニティサイクル等や駐輪場整備、自転車通勤の制度化等事業採択実績

4. 担当者

所属部署名

役 職・氏名

電話番号

E-mail

注1 計画等への位置づけ予定期間は原則として3年以内とすること。

別紙 1-2-2

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 実施計画書

(自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業

[自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業]

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
経 理 責 任 者	E-mailアドレス				
	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
共 同 事 業 者	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
事業の実施場所 設備配置図	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
	事業の実施場所 設備配置図	※別紙（様式不問）に事業実施位置、周辺の交通機関等を含む位置図及び事業実施場所内の詳細位置、導入設備の配置を示した配置図を添付する。設備の配置については、その名称、台数の区分を明示する。			
事業の目的	※申請者の組織において申請対象事業の実施を検討するに至った背景について記載するとともに、申請対象事業によってマイカー等による通勤や業務における移動を公共交通や自転車・徒歩等の低炭素の交通に転換していくという基本的な考え方と方策を具体的に明瞭に記載する。				
導入設備	※導入する設備等の概要（内容・規模・個所数等）を記入する。導入設備については、交付規程別紙1のⅡ-3表記を参考に記入する。				
事業のモデル性	※他の組織においてマイカー等の通勤や業務利用から公共交通や自転車・徒歩等の低炭素の交通への転換の参考となるような事業の特徴について、理由とともに具体的に記載する（必要に応じて資料を添付すること）。 例：既存施設を有効活用して設備の整備を行う／周辺企業や地方公共団体、交通事業者等と協働で実施する／利用者用ロッカー等自転車利用の快適性向上に資する工夫を合わせて実施する等				
CO2 削減効果	●●t-CO2				
	【CO2 削減効果の算出方法】 $\text{CO2 削減量 (kg-CO2/年)} = \{1 \text{ 日当たりの自転車通勤参加者数 (人/日)} \times \text{年間設備稼働日数 (日)} \times (\text{往復}) \text{ 平均移動距離 (km)} \times \text{マイカー等からの転換率 (\%)} \times \text{自動車 1 人・1 km 移動あたりの排出原単位 (kg-CO2/台・km)}\} + \{1 \text{ 日当たりの自転車による業務利用者数 (人/日)} \times \text{年間設備稼働日数 (日)} \times (\text{往復}) \text{ 平均移動距離 (km)} \div \text{業務利用の自動車の平均乗車人数 (人/台)} \times \text{マイカー等からの転換率 (\%)} \times \text{自動車 1 人・1 km 移動あたりの排出原単位 (kg-CO2/台・km)}\}$ ※算定方法については、「低炭素まちづくり実践ハンドブック 別冊 資料編」				

	(http://www.mlit.go.jp/common/001023245.pdf) p11～14 を参考とし、以上のような簡便な換算手法を活用する。
C02 削減コスト	① 総事業費 ÷ (C02 削減量/年 × 10(年)) ② 補助対象経費 ÷ (C02 削減量/年 × 10(年))
副次的効果	※C02 削減以外の副次的効果とその理由を記載する。(例:「従業員等の健康維持・増進」、「コスト削減」等導入によって見込まれる副次効果とその理由を記載する。)
利用者数の設定	●●人 【設定根拠】 ※利用者数とは、導入設備を利用した人数を指す。具体的な数値を基に推計を行った場合は、その推計の根拠を示すこと(別添可)。
利用者数のうちマイカー等からの転換率の設定	●●% 【設定根拠】 ※マイカー等とは自家用車、業務用自動車、自動二輪車、及び原動機付き自転車等を指す。具体的な数値を基に推計を行った場合は、その推計の根拠を示すこと(別添可)。
利用者数及び転換率達成のための取組	※組織内外への講習会等の具体的周知計画や自転車通勤者への通勤手当の支給、時差通勤の奨励、自転車保険の加入、雨天時の代替交通手段確保、更衣室整備等の利用促進策の展開等の利用環境の整備案とともに、目標に達成しなかった場合の改善策について記載する。
事業完了後の効果測定方法	※事業完了日からその年度の3月までの期間及びその後3年間に亘り、環境大臣に対し、C02 削減効果やそれに影響を及ぼす利用者数、転換率に関する報告を年度毎に行うが、その際の C02 削減効果をどのように計測するか等を記載する。
補助事業の実施体制	※補助事業者の社内の事業進捗管理や環境部門等の体制も含め、記載する。(別紙添付)
事業完了後の制度運営体制	同上
地方公共団体との連携体制及びその状況	※地方公共団体が行う施策等との連携体制を構築している(予定含む)ことについて、その概要を記載する。
資金計画	※補助事業に要する経費を支払うための資金の調達先・調達額(予定を含む)を記載する。
他の補助金との関係	※当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は、「該当なし」と記載する。
事業実施の前提事項	規程等名: ●●(決裁日) 規程内容概要:
設備の保守計画	設備の管理責任者: ※導入する設備の保守計画について記載する。
実施スケジュール	※導入する設備の作業工程の他、建築確認申請等許認可手続きの工程も記載する。 なお、事業完了が2月末であることに留意し、事業開始日・完了日を設定すること。

注:①本計画書に導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記入すること。

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 実施計画書
(エコレールラインプロジェクト事業)

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
事業実施の担当者	E-mailアドレス				
	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
事業実施の担当者	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
	氏 名				
経 理 責 任 者	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
経 理 責 任 者	E-mailアドレス				
	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
共 同 事 業 者	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
	氏 名				
共 同 事 業 者	団 体 名	事業実施責任者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
事業の実施場所 設備配置図	※別紙（様式不問）に事業実施位置、導入設備の配置図を添付する。				
事業の目的					
事業概要					
導入設備	※導入する設備等の概要（内容・規模・個所数等）を記入する。				
低炭素化に資する環境対策への取組状況	※過去における低炭素化に向けて実施した取組を記載する。				
	※将来における低炭素化に向けて実施を予定している取組を記載する（本事業を除く）。				
事業の低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討との関連性	* エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー使用量及びエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素排出量を主務大臣に報告している事業者については、直近2か年度の当該データを、その他の事業者については、直近2か年度の1年度当たりのエネルギー使用量を記入する。				
事業の公益性					

資金回収・利益見通し	(1) 資金回収年数及び計算式：回収年数＝自己負担額/ランニングコスト減少額 (2) ランニングコスト減少額：●●円
事業のモデル性	*補助事業のモデル性や実証的性格の有無及びその理由について具体的に記入する。
導入技術の今後の活用・展開の見通	*補助事業により導入する技術、設備等について、今後、自社組織内やグループ内において、どのように活用・展開を計画しているか具体的に記入する。
C02 削減効果 (直接効果)	●●t-C02 ※算定根拠については、原則「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞（平成29年2月環境省地球環境局） URL: http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html 」において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により、事業の直接効果を算定した上で、同ファイルを添付する。なお、エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）において記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。
C02 削減コスト	① 総事業費÷（導入設備の法定耐用年数（年）×C02削減量/年） ② 補助対象経費÷（導入設備の法定耐用年数（年）×C02削減量/年） ③ 補助金所要額÷（導入設備の法定耐用年数（年）×C02削減量/年） A) 総事業費÷（導入設備の使用予定期間（年）×C02削減量/年） B) 補助対象経費÷（導入設備の使用予定期間（年）×C02削減量/年） C) 補助金所要額÷（導入設備の使用予定期間（年）×C02削減量/年） ※1つの事業で複数種類の設備を導入する場合、導入設備ごとに削減コストを算出し、合算すること。 複数年度に渡り事業を実施する場合、総事業費は各年度の総事業費の合計、補助対象経費は各年度の補助対象経費の合計額とする。
補助事業の実施体制	※発注先及び施工管理、経理等の事業の実施体制について、明示的に記載する（別紙添付可）。
資金計画	※補助事業に要する経費を支払うための資金の調達先・調達額（予定を含む）を記載する。
補助対象経費調達先	※① 補助事業者自身、② その他 いずれかを選択して記入する。
他の補助金との関係	※当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は、「該当なし」と記載する。
事業実施の前提事項	※補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記入する。
設備の保守計画	設備の管理責任者： ※導入する設備の保守計画について記載する。
実施スケジュール	導入する設備の作業工程の他、建築確認申請等許認可手続きの工程も記載する。 なお、事業完了が2月末であることに留意し、事業開始日・完了日を設定すること。

注：①本計画書に導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記入すること。

別紙 1-4

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 実施計画書
(公共交通機関と連携した観光地の 2 次・3 次交通の低炭素化促進事業)

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
事業の実施場所 設備配置図	※別紙（様式不問）に事業実施位置、周辺の交通機関等を含む位置図及び事業実施場所内の詳細位置、導入設備の配置を示した配置図を添付する。設備の配置については、その名称、台数の区分を明示する。				
事業の目的	※目指そうとする地域の将来像及びこれを支える交通体系について記載する。既存の自動車に依存した交通から、公共交通や低炭素な交通に転換していくという基本的考え方と方策を具体的かつ明確に記載する。				
事業概要					
導入設備	※導入又は移設する設備等の概要（内容・規模・個所数等）を記入する。				
低炭素化に資する環境対策への取組状況	※過去における低炭素化に向けて実施した取組を記載する。				
	※将来における低炭素化に向けて実施を予定している取組を記載する（本事業を除く）。				
事業の公益性					

資金回収・利益見通し	※利益見通しを記入するとともに、資金回収年数及び計算式を記入する。
事業のモデル性	※他の地域の導入の参考となる当該補助事業のモデル的特徴について、理由とともに具体的に記載する（必要に応じて資料を添付すること）。
C02 削減効果	●●t-C02 【C02 削減効果の算出方法】 C02 削減量 (kg-C02/年) = ① + ② ①観光地までの交通におけるマイカー等から公共交通機関への転換による C02 削減量 (考え方) 本事業により、四大都市圏のいずれか（複数選択も可）を出発地として、計画上の観光地までの交通において、マイカー等（マイカー等とは、自家用車、業務用自動車（タクシー）、自動二輪車及び原動機付き自転車等をいう。）から公共交通機関（公共交通機関とは、航空機、船舶、鉄道、軌道、バスをいう。）に転換が生じる場合の C02 削減量を計上する。 (計算例) （マイカー等の1人・1km移動あたりの排出原単位 (kg-C02/人・km) - 鉄道の1人・1km移動あたりの排出原単位 (kg-C02/人・km)）×1日当たりの利用者数（増設の場合は新規増加人数）（人/日）×年間設備稼働日数（日/年）×東京から観光地までの距離（km） ②観光地内の交通におけるマイカー等から低炭素な交通への転換による C02 削減量 (考え方) 本事業により、計画上の観光地内の交通において、マイカー等から低炭素な交通に転換する場合の C02 削減量を計上する。 (計算例) （マイカー等の1人・1km移動あたりの排出原単位 (kg-C02/人・km) - 低炭素な交通の1人・1km移動あたりの排出原単位 (kg-C02/人・km)）×1日当たりの利用者数（増設の場合は新規増加人数）（人/日）×年間設備稼働日数（日/年）×観光地内の平均移動距離（km）
C02 削減コスト	① 総事業費÷（代表的な導入設備のうち法定耐用年数（年）×C02 削減量/年） ② 補助対象経費÷（代表的な導入設備のうち法定耐用年数（年）×C02 削減量/年） ① 総事業費÷（使用予定期間（年）×C02 削減量/年） ② 補助対象経費÷（使用予定期間（年）×C02 削減量/年）
副次的効果	※C02 削減以外の副次的効果とその理由を記載する。（例：「渋滞緩和」、「高齢者の外出機会の増加」、「災害復旧としての貢献」、「地域活性効果」等導入によって見込まれる副次効果とその理由を記載する。）
利用者数の設定	●●人 【設定根拠】 ※利用者数とは、導入設備を利用した人数を指す。具体的な数値を基に推計を行った場合は、その推計の根拠を示すこと（別添可）。
補助事業の実施体制	※補助事業者の社内の事業進捗管理、経理等の実施体制について記載する。（別紙添付可）
資金計画	※補助事業に要する経費を支払うための資金の調達先・調達額（予定を含む）を記載する。
他の補助金との関係	※当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は、「該当なし」と記載する。
事業実施の前提事項	※補助事業遂行上必要な許認可、権利関係、社内調整等導入設備の利用に必要な事項の進捗状況について記載する。該当がない場合は、「該当なし」と記載する。
設備の保守計画	設備の管理責任者： ※導入する設備の保守計画について記載する。
実施スケジュール	※導入する設備の作業工程の他、必要となる許認可等の手続きの工程のについても記載する。なお、事業完了が2月末であることに留意し、事業開始日・完了日を設定すること。

注：①本計画書に導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記入すること。

別紙 2

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業に要する経費内訳

1. 事業区分

2. 経費実績額

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/●
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
(記載例)		
工事費	〇〇〇	
本工事費	〇〇〇	
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額
.	〇〇〇	
.	〇〇〇	
付帯工事費	〇〇〇	
.	〇〇〇	
.	〇〇〇	
機械器具費	〇〇〇	
事務費	〇〇〇	
共済費	〇〇〇	
賃金	〇〇〇	
.	〇〇〇	
.		
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）を下記のとおり変更したいので、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 事業区分
- 2 補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由（注）具体的に記載する。

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
- 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第3（第7条関係）

番 号

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）については、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 代表理事 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付要綱（平成29年3月17日環地温発第1703171号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関のと利用促進に向けた設備整備事業）実施要領（平成29年3月17日環地温発第17031720号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第4（第7条関係）

番 号

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）変更交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）については、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 代表理事 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付要綱（平成 年 月 日 第 号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）実施要領（平成 年 月 日 第 号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第5（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）の計画を下記のとおり変更したいので、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第 7（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 2 9 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）の遅延について、平成 2 9 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程第 8 条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

- 注 1 規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第 8（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 2 9 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）の遂行状況について、平成 2 9 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程第 8 条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

注 規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成29年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）について、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額）
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業) 取得財産等管理台帳
(平成29年度)

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程第8条第十三号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 11 (第 11 条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業) 完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業)を完了(中止・廃止)しましたので、平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業) 交付規程第 11 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業区分
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円(平成 年 月 日 番号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業の実施状況
別紙 1 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙 2 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 添付資料
(1) 完成図書(各種手続等に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真(工程等が分かるもの)
(3) その他参考資料(領収書等含む。)

注 規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 事業実施報告書

事業区分					
事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
事業実施の担当者	E-mailアドレス				
	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
経 理 責 任 者	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
	氏 名				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
事業実施場所					
実施した事業の概要	* 補助事業及び導入した設備等の概要(内容・規模等)を記入する。				
事業による効果	事業による直接のCO₂削減効果：●●CO₂トン／年 CO₂削減量1トンを削減するために必要なイニシャルコスト(円／tCO₂) 計算式：総事業費(単年度事業の場合は別紙2の総事業費、複数年度事業の場合は複数年度全体の総事業費)÷法定耐用年数÷CO₂削減量／年) 算定根拠を別途添付すること。なお、当該CO₂削減量が第16条第1項の報告の基となるデータとなるため、算定に当たっては留意すること。 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞(平成29年2月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果算定した上で、同ファイルを添付する。 なお、エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)において記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。				

	【ＣＯ２削減コスト・算定根拠】 * 【ＣＯ２削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したＣＯ２削減量１トンを削減するために必要なコスト（円／ｔＣＯ２）について、イニシャルコスト（総事業費（単年度事業の場合は別紙２の総事業費、複数年度事業の場合は複数年全体の総事業費）÷法定耐用年数÷ＣＯ２削減量／年）及びランニングコスト（ランニングコスト（見込み）／年÷ＣＯ２削減量／年）の別に記入する。また、それらの算定根拠を記入する。
当初計画からの変更点	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付申請書の別紙１における＜事業の実施体制＞、＜資金計画＞、＜補助対象経費の調達先＞、＜事業実施に関連する事項＞の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。
事業実施スケジュール	事業の実施スケジュールを記入する（別紙添付も可）。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施したのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。

注１ 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注２ 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

注３ その他事業に応じて報告が要請される事項については、別葉を添付すること。

別紙2

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業に要する経費所要額精算調書

2. 事業区分

2. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/●	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

3. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
(記載例)					
工事費	〇〇〇				
本工事費	〇〇〇				
材料費	〇〇〇	材料名	(数量) × (単価) = 金額		
・	〇〇〇			・	
・	〇〇〇			・	
付帯工事費	〇〇〇				
・	〇〇〇				
・	〇〇〇				
機械器具費	〇〇〇				
車両購入費	〇〇〇				
事務費	〇〇〇				
共済費	〇〇〇				
賃金	〇〇〇				
・					
合 計	円				
購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第 1 2 (第 1 1 条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 2 9 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業) 年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業)の平成 2 9 年度における実績について、平成 2 9 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業)交付規程第 1 1 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業区分

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(平成 年 月 日 番号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

3 補助事業の実施状況

* 交付規程第 8 条第五号の規定に基づき協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

4 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交 付 決 定 の 内 容		年 度 内 遂 行 実 績		翌 年 度 繰 越 額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事 業 費 支払実績額	(4)補 助 金 受 入 額	(5)補助事業に 要する経費 (1) － (3)	(6)補 助 金 所 要 額 (2) － (4)

第 号

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）については、平成 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程（平成 年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第14（第13条関係）

番 年 月 日 号

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代表理事 吉澤保幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）の精算払（概算払）を受けたいので、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
（概算払の場合）

（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）

（単位：円）

交付決定額	確 定 額 ①	概算払受領済額 ②	差 引 請 求 額 ①－②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第15（第15条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
代 表 理 事 吉 澤 保 幸 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）に係る翌年度補助事業開始承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるので、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要

- （1）補助事業の名称
- （2）補助事業の概要
- （3）翌年度における補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

様式第16 (第16条関係)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業) 平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業)について、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業)交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業区分

2 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について

(1) 平成 年度二酸化炭素排出削減量(実績)

(2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

(3) その他事業区分に応じて報告を求める事項

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 2の(1)では、報告対象期間における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠を合わせて具体的に記載すること。また、算定根拠として使用した数値に係る資料を添付すること。

注3 2の(2)では、(1)に記載した削減量が完了実績報告書に記載した削減量に達しなかった場合、その原因を詳細かつ具体的に記載すること。